

障害者手帳について

障害者手帳には3種類あり、交付されると各種支援を受けることができます。

1 身体障害者手帳

身体障害者は大きく分けて、視覚障害・聴覚障害・言語機能障害・肢体不自由・内部障害があり、疾病等で発生した身体の障がい完全に回復の見込みがない場合、程度により1級～6級までの手帳が交付されます。

身体障害者手帳をお持ちの方は、日常生活や職業上の能力向上に役立てるため、車いすなどの補装具の交付（修理）などを行っています。



2 愛護手帳(療育手帳)

知的障害のある方たちが支援を受けやすくするための手帳です。

障がいの程度に応じて、重度の知的障害（A）と中・低度（B）があり、受けることのできるサービスの内容が異なります。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方の自立と社会参加を促進するための手帳です。

障がいの程度に応じて1～3級まであり、受けることのできるサービスの内容が異なります。

障がい者の医療費について

1 重度心身障害者医療費助成制度【窓口:保健福祉課】

65歳までに重度の障害者手帳を交付された場合に申請できます。（所得制限あり。生活保護の方を除く）

- (1) 対象
- ① 身体障害者手帳
 - 1～2級 … 障がいの部位を問わず
 - 3級 … 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害を有する方
 - ② 愛護(療育)手帳 … A
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 … 1級

2 後期高齢者医療制度【窓口:町民課】

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が対象ですが、65歳～75歳未満で一定の障がいを有する方は、早期に加入することができます。

- (1) 対象
- ① 身体障害者手帳
 - 1～3級 … 障がいの部位を問わず
 - 4級 …
 - ① 音声機能、言語機能、そしゃく機能の著しい障害を有する方
 - ② 下肢機能障害のうち、下記に該当する方
 - ・両下肢の全ての指を欠損
 - ・1下肢の下腿の1/2以上を欠損
 - ・1下肢の機能の著しい障害
 - ・下肢の機能の著しい障害
 - ② 愛護手帳 … A
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 … 1級、2級
 - ④ 障害年金の1級、2級を受給している方

3 自立支援医療制度(精神通院医療、更生・育成医療)

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患のために通院・服薬している方、人工透析やペースメーカー埋込術をされる方などが対象です。自己負担については、原則1割負担ですが、所得に応じて1か月あたりの負担限度額が設定される場合があります。

年金・手当について

1 障害基礎年金(国民年金)・障害厚生年金(厚生年金)【窓口:町民課】

病気やけがによって障がいを有した65歳未満の方が、仕事や日常生活に支障をきたす場合に受け取れる年金です。保険料の納付要件を満たしていることなど、一定の支給要件があります。

また、障害基礎年金に該当しない程度の等級でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されることもあります。

年金の等級については、障害者手帳の等級とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。

2 特別障害者手当・障害児福祉手当【窓口:保健福祉課】

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方が申請でき、認定になると県から3か月分の手当が年4回支給されます。20歳以上は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当となります。

申請すると必ず認定になるものではなく、1級の障害をお持ちでも現状によっては却下になる場合があります。

3 特別児童扶養手当【窓口:こどもみらい課】

心身に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

障害者地域生活支援事業について

1 相談・生活支援事業

障がい者やその家族が地域で生活していくために必要な情報の提供、相談、権利擁護の援助、本人の活動支援を行います。十和田市にある「地域活動支援センター アセンドハウス」に委託しています。

2 日常生活用具給付等事業

特殊寝台やストマ装具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

3 日中一時支援事業

障がい者(児)の日中における活動の場を確保すると同時に、日常的に介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。

4 住宅改修事業

手すりの設置や段差解消の工事費に対し、基準額20万円を上限に9割を助成します。（自己負担1割）対象は下肢、体幹機能障害または乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害のみ）を有する身体障害者であって、障害程度等級3級以上の方です。（特殊便器への取り替えは上肢障害等級2級以上）

5 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

身体、愛護または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が運転免許証を取得した場合、経費の3分の2に相当する額または10万円のいずれか低い額を助成します。

さらに身体障害者手帳の交付を受けている方が所有し運転する自動車、または下肢、体幹、脳原性移動機能障害1、2級の方と生計を同一にする介護者が所有し運転する自動車へ介護用装置等を取り付ける場合は、その費用に対して10万円を上限に助成します。（所得制限があります。）

※障害者地域生活支援事業は事前に申請が必要です。また、介護保険と同等の支援を受けられる場合は介護保険が優先されます。65歳以上の方は、まず介護高齢課へご相談ください。

交通機関の料金割引等について

1 JR旅客運賃

身体障害者手帳、愛護手帳、精神保健福祉手帳（顔写真有の方）の交付を受けている方が利用する場合、次のとおり割引を受けられます。

割引対象者	種類	割引率
第1種障害者とその介護者	普通乗車券、普通急行券、回数乗車券	50%
第1種障害者とその介護者 及び12才未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	
第1種、第2種障害者が単独で利用 （片道100km超の区間に限る）	普通乗車券	

※第1種障害者とは、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の区分で「第1種」とされた方です。

2 民営バス(十鉄バスなど)

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると料金が割引になります。手帳の交付を受けている方で、第1種障害者の場合は、その介護者も対象になります。

割引率 普通乗車券 50%



3 私鉄旅客運賃(青い森鉄道など)

障害者手帳を提示すると料金が割引になります。身体障害者手帳または愛護手帳の割引対象者と乗車券の種類、割引率はJR旅客運賃に準じます。精神障害者福祉手帳については、鉄道会社によって割引の取り扱いが異なります。各会社にご確認ください。

4 航空旅客運賃

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者1名の運賃が割引になります。航空会社によって取り扱いが異なりますので、各会社にご確認ください。



5 タクシー運賃

障害者手帳を提示すると、料金が割引になります。

- 対象 障害者手帳の交付を受けている方と乗車区間を同一にした介護者
- 割引 メーター表示額の10%を割引

6 有料道路・ETC利用における障害者割引(事前に申請が必要)

- 対象 身体障害者または知的障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度障害者(1種)が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合
- 割引 50%
- 窓口 保健福祉課、七戸支所庶務課

※割引有効期間は、手続きした日から数えて2回目の誕生日までです。また、更新の手続きは有効期限の2ヶ月前から可能です。

- 必要書類
 障害者手帳
 運転する方の免許証
- ※ ETC登録する場合は以下の書類も必要となります。
 車検証 ETC車載器セットアップ証明書
 本人名義のETCカード
(18歳未満は保護者のカード可)

7 駐車禁止除外指定車標章の交付

心身に障がいのある方や、その介護者が自動車を運転する場合、交通規制の対象から適用除外とする制度です。詳しくは、七戸警察署（Tel 62-3101）までお問い合わせください。



税金の軽減について

1 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

身体、愛護、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合は、自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けることができます。

- 対象 障害者手帳の交付を受けている方もしくはその介護者(手帳の等級や障害種別により、対象外になる場合があります。)
- 窓口 ① 普通自動車の場合 県税事務所 (Tel 0176-23-4241)
※ 運転者、自動車の所有者が障害者と生計を一にする方もしくは常時介護者の場合は下記の窓口で生計同一証明書の交付を受けてください。(所有者・運転者が異なる場合は2名分の証明書が必要です)
身体・愛護…保健福祉課 精神…保健所
② 軽自動車の場合 町税務課 (Tel 68-2113)
- 必要書類
 障害者手帳 運転する方の免許証 車検証 生計同一証明書

2 障害者控除

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法の障害者に該当する場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳しくは、町税務課または税務署にお問い合わせください。

その他

1 放送受信料の減免

障がいのある方がいる世帯のNHK放送受信料が減免されます。

- 対象 全額…身体、知的、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の世帯
半額…視覚・聴覚障害者が世帯主の場合
以下の重度の障害者が世帯主の場合
・身体障害者手帳1、2級 ・愛護手帳A ・精神保健福祉手帳1級
- 窓口 保健福祉課、七戸支所庶務課
- 必要書類
 障害者手帳 印鑑

2 携帯電話基本使用料等の割引

- 対象 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 割引 携帯電話取扱店へお問い合わせください。
- 窓口

3 共同生活組合コープの個人宅配サービスの割引

- 対象 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 割引 配送手数料1回200円(税抜)が1回100円(税抜)に減額
- 窓口 共同生活組合コープへお問い合わせください。
(十和田センター フリーダイヤル 0120-126-236)

4 ヘルプカード・ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、外出時や災害時に適切な支援を受けることができるように作成されたものです。

- 対象 義足や人工関節を使用している方、聴覚障害、内部障害のある方
知的障害や発達障害を抱える方 など
- 窓口 保健福祉課、七戸支所庶務課
- 必要書類
 配慮が必要なことがわかる書類(障害者手帳、診断書の写しなど)



ヘルプマーク

ヘルプカード

サービスの内容について詳しく知りたい方や、利用を希望される方は下記までお問い合わせください。

七戸町役場 保健福祉課(天間林保健センター内)

TEL 68-4631